

事務事業名		地方交付税算定事務		☐ 実施計画掲載事業 ☐ 総合戦略掲載事業	
政策体系	政策名	017 自立した行政経営の確立		事業期間	
	施策名	311 健全な財政運営の推進			
	基本事業名	022 効率的・効果的な財政運営		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 S25 年度～) ☐ 期間限定複数年度【計画期間】 ↓ 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令		地方交付税法第5条		予算科目 会計 款 項 目 事業 01 02 01 03 04 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
所属	部課名	総務部財政課		全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量 (千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0	
	課長名	佐藤 雅俊			
	係名	財政係	電話		
	担当者	野田 学	内線	225	

事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)
 ・地方公共団体の財源の均衡化を図るため、国が法に基づいて交付する地方交付税の交付額算定に用いる基礎数値等を、県を通じて報告がなされる。
 ・地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類がある。
 ・事業費は、書籍代として支出される。

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称 単位	
前年度実績(前年度に行った主な活動) 地方交付税の基礎数値が、県を通じて国に報告がなされる。		ア 基礎数値報告回数 回	
今年度計画(今年度に計画している主な活動) 地方交付税の基礎数値が、県を通じて国に報告がなされる。		イ	
		ウ	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 交付税額の決定に国が必要とする算定費目		⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 名称 単位	
		カ 基礎数値が基となる算定費目の数 費目	
		キ	
		ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 正確に報告する。		⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 名称 単位	
		サ 報告数値の錯誤箇所 箇所	
		シ	
		ス	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか) 限られた財源が計画的に執行されている。 適正な算出に基づき、交付税が歳入されている。			

(2) 総事業費・指標等の推移		年度	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(目標)	31年度(目標)	32年度(目標)
投入量	事業費	単位						
		千円						
事業費	国庫支出金	千円						
	都道府県支出金	千円						
	地方債	千円						
	その他	千円						
	一般財源	千円	14	5	5	13	10	10
	事業費計(A)	千円	14	5	5	13	10	10
人件費	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3	3
	延べ業務時間	時間	850	850	850	850	850	850
	人件費計(B)	千円	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
	トータルコスト(A)+(B)	千円	3,414	3,405	3,405	3,413	3,410	3,410
⑤活動指標		回	33	33	33	30	30	30
⑥対象指標		費目	70	70	70	70	70	70
⑦成果指標		箇所	21	20	20	18	18	15

事務事業ID	0048	事務事業名	地方交付税算定事務
--------	------	-------	-----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
昭和25年度の国の地方交付税制度の発足による。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
・合併に伴い、基礎数値を「新大船渡市」、「旧大船渡市」、「旧三陸町」の3つに区分して報告している。
・平成28年度でもって合併算定替え分の普通交付税がなくなる。
・東日本大震災からの復旧・復興に係る経費の地方負担分の財政措置として、震災復興特別交付税が創設され、当市においても多額の震災復興特別交付税が交付されている。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
特になし

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	正確かつ迅速に基礎数値を報告することは、適正な地方交付税の交付となり、財源の確保に結びつく。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	事業の性格上、市町村固有の事務である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	・国の統一基準であるので、対象となる算定費目は拡大・縮小できない。 ・基礎数値は普通交付税額の積算根拠となることから、報告においては正確さと迅速さが要求されている。
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】	主な錯誤の要因は、各課からの報告数値の誤りによるものであり、当課において確認できるものは限られており、成果の向上の余地は少ない。引き続き、各課に対して数値等を照会する際には記載要領の写しを配布するとともに、根拠資料の提出も依頼し、基礎数値の正確性の向上に努める。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	地方交付税が交付されなくなり、一般財源の確保がままならなくなる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	事業費は消耗品費程度であることから、削減は厳しい。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	普通交付税、特別交付税及び震災復興特別交付税ごとに1名の担当者で事務処理を強いること、限られた期間で集中的に事務処理する必要があることから、人件費の削減の余地は少ない。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	受益者負担はない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果																					
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																					
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 特になし	<table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		●	×																		
	低下		×	×																		

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	東日本大震災に係る復旧・復興事業費が増大し、資料作成時間の短縮や錯誤箇所への縮小に努める必要がある。 普通交付税・特別交付税ともに、過不足なく適正に算定する必要がある。